

第 4 7 0 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が第 3に掲げる各決定に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であり、その対象となる行政文書及びこれについての実施機関の処分の内容についてそれぞれ重なる部分があるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 審査請求に至る経過

1 本件審査請求①について

(1) 令和 6年 1月19日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

保有個人情報利用停止決定通知書（令和〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇号）の利用停止の理由「認識誤りで取得した情報であるため。」について、このように記載した経緯、背景、理由等がわかる一切の文書

(2) 同年 2月29日、実施機関は、本件公開請求①に対して、次に掲げる各行政文書を特定し、公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ア 保育事務の手引き（抜粋）（以下「本件行政文書①」という。）

イ 令和 5年度保育所・認定こども園・小規模保育事業所・家庭的保育事業等の利用のご案内（2・3号認定）（抜粋）（以下「本件行政文書②」という。）

ウ 令和 5年 1月の障害児保育指導委員会認定対象子どもに係る審査書類の提出について（以下「本件行政文書③」という。）

(3) 同年 4月 8日、審査請求人は、本件処分①を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

2 本件審査請求②について

(1) 令和 6年 2月13日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

令和〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇号再弁明書のうち、次の 2箇所の記述について、そのように記述した根拠、背景、理由等がわかる文書

- ・ 障害児保育指導委員会で認定を受けるまでは条件を満たさず発達援助での認定ができないと認識していた
- ・ 求職活動をしない旨の申し出を受けていたが、障害児保育指導委員会で認定を受けるまでの間の要件として、求職活動での申請を案内したものである

(2) 同年 3月25日、実施機関は、本件公開請求②に対して、本件行政文書①から③（以下「本件各行政文書」という。）を特定し、公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年 5月 7日、審査請求人は、本件処分②を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 4 実施機関の主張

弁明書によると、実施機関は、本件処分①及び②（以下「本件各処分」という。）を行った理由について、おおむね次のとおり主張している。

1 本件処分①について

審査請求人は、本件各行政文書以外に、「保有個人情報利用停止（以下「本件停止」という。）決定」にかかる決裁文書（以下「決裁文書」という。）中に、経緯等を記載した箇所が存在する、もしくはその他に利用停止理由を「認識誤りで取得した情報であるため」とした、経緯、背景、理由等がわかる文書が存在しているはずであると述べているが、決裁文書中には事実として当該記述は存在せず、公開した文書以外にも該当の文書は存在しない。

2 本件処分②について

審査請求人は、公開請求に対し実施機関が事務処理手続きに関する文書のみを公開したと述べ、決裁文書中の経緯等を記載した箇所、顛末書、始末書、聴取書やこれらに類する文書（以下「顛末書等」という。）の公開を求めているが、顛末書等は事実として存在せず、公開した文書以外にも該当の文書は存在しない。

3 本件各処分について

- (1) 審査請求人の主張する認識誤りとは、障害者手帳を所持している場合であっても、利用申込書の受理日時時点で障害児保育指導委員会（以下「指導委員会」という。）での障害児認定を受けていない場合は、「発達援助」の教育・保育給付認定（以下「給付認定」という。）要件を満たさないという認識（以下「本件誤認識」という。）のことである。本件誤認識により、「発達援助」の枠で利用調整を行うため、利用申込書受理日時時点で便宜的に保育要件を満たすために他の給付認定要件である「求職活動」での給付認定を行うために取得した情報について、「認識誤りで取得した情報」としたものである。
- (2) 本件誤認識については、本件行政文書①の表の 3段目右側 2から 3行目の「その子どもが障害児保育の対象になる障害の程度かどうかは「障害児保育指導委員会」で認定される」との記載、本件行政文書②の 7ページの「③家庭でお子さんの保育ができない状況を確認できる書類」の右側「保護者それぞれ提出が必要です。」の記載及び 3ページの「②保護者のいずれの方も下表の条件（保育の必要な事由）に該当する者」並びに本件行政文書③の3ページの①の 2つ目の※の「令和 5年 4月から利用予定の子どもを含む。」との記載の解釈によって生じたものと考えられる。
- (3) 審査請求人は、本件審査請求①において、本件停止決定通知書（以下「本件通知」という。）に認識誤りで取得した情報であるためと記載し、また、本件審査請求②において、このような不祥事が発生した場合、いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように虚偽の求職活動申立書（以下「申立書」という。）を提出させたのかを実施機関は組織として把握し、何らかの文書としているはずであると述べているが、本件誤認識により、本児が障害児認定を受けるまでの間、保育の要件を満たすため、便宜的に申立書等の提出を求めたにすぎず、審査請求人の妻が保育利用申込を行った際には発達質問票とともに愛護手帳の写しも受理しており、利用調整上は「求職活動」ではなく、「発達援助」の枠での調整を行っていることから、障害児の枠での保育園の入所にかかる不利益は全く生じておらず、一般的な事務処理誤りとは異なるものと認識している。
- (4) 審査請求人は、この事案を組織的に隠蔽しようとしているとの疑念を持たざるを得ないと述べているが、審査請求人の妻が申立書を記入したことによる不利益は一切生じていないことから、顛末書等は作成しておらず、事実として存在しない。

第 5 審査請求人の主張

1 本件各審査請求の趣旨

本件公開請求①及び②（以下「本件各公開請求」という。）に対して、公開された文書は、本件各行政文書であった。これ以外に、顛末書等が存在しているはずであるので、顛末書等の文書の公開を行うとの裁決を求める。

2 本件各審査請求の理由

(1) 審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している本件各審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

ア 審査請求人の妻は、発達障害のある次男の発達改善を目的として、保育施設に入所させるために必要な給付認定を受けるべく、令和○年○月○日に○区役所窓口給付認定申請書、審査請求人の就労証明書（以下「証明書」という。）及び発達質問票を提出した。その際、妻の申立書の提出を求められた。妻は窓口で、求職活動はしていないし、するつもりもないこと、次男を保育施設に入れるのは求職活動のためではなく、発達援助のためであると伝えたが、窓口担当者の回答は「その場合でも提出してもらっている」というものであった。

同年○月○日に妻は再度窓口に行き、○月○日とは別の窓口担当者に申立書の提出が必要なのかと再度問い合わせたが、結論が変わらず申立書の提出が必要とのことであった。妻は次男の発達を少しでも改善させたいという思いと、認定を受けるという弱い立場であることを考慮し、やむを得ず事実とは異なる申立書を提出した。なお、妻は令和○年○月以降現在まで、求職活動も就労も一切行ってないことを申し添える。そして、令和○年○月○日付で求職活動を事由に同年○月○日までの有効の認定を受けた。

イ 審査請求人は、この認定を不服として、事由を「求職活動」から「発達援助」に、有効期限を「令和○年○月○日まで」から「令和○年○月○日まで」に修正を求める審査請求（以下「給付認定に係る審査請求」という。）を令和○年○月○日付で行った。令和○年○月○日付け○○○第○号は、給付認定に係る審査請求に関する再弁明書（以下「本件再弁明書」という。）である。本件再弁明書には、「指導委員会で認定を受けるまでは条件を満たさず発達援助での認定ができないと認識していた」、「求職活動をしない旨の申し出を受けていたが、指導委員会で認定を受けるまでの間の要件として、求職活動での申請を案内したものである」との記載がある。

ウ 令和○年○月○日、○区民生子ども課から審査請求人に電話があり、手違いがあつて支給認定証の事由を求職活動で出した。新しい認定証を、

事由：発達援助、有効期間：令和〇年〇月〇日までとして送付するとの連絡があり、後日令和〇年〇月〇日付けの給付認定変更通知書が届いた。

令和〇年〇月〇日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）第98条の規定に基づき、証明書及び申立書の利用停止（消去）を求めたところ、同年〇月〇日付け本件停止通知書で認められ、同通知書には利用停止の理由として、認識誤りで取得した情報であるためとの記載があった。

エ 虚偽の申立書を提出させる行為は私文書偽造罪（刑法（明治40年法律第45号）第 159条）に該当し、それを求めた職員は私文書偽造の教唆（刑法第61条）、幫助（刑法第62条）に、虚偽の申立書を基に教育・保育給付認定の起案、決裁を行った職員は虚偽公文書作成罪（刑法第 156条）に、問われる可能性がある。さらに、不必要な個人情報を提出させた行為は、保護法第61、62、64、67、69条に違反している。

オ このような不祥事が発生した場合、また、本件停止通知書に認識誤りで取得した情報であるためと記載がある以上、いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように虚偽の申立書及び証明書を提出させたのかを実施機関は組織として把握し、何らかの文書としているはずである。通常は上司が担当職員に始末書や顛末書を提出させる、又は上司自ら担当職員を事情聴取し聴取書を作成すると考えられる。さらに言えば、顛末書等が作成されていなければ、審査請求人に対する説明、本庁への報告、再発防止策の検討を行うことすらできない。

カ 審査請求人の妻は、複数の〇区職員から申立書の提出は必要と言われたため少なくとも職員 2名に関する顛末書等が存在しているはずである。また、例年 4月に保育施設に入所する児童の障害の認定を行う指導委員会は 1月に開催され、その認定結果は 2月の給付認定に間に合うように各区役所に通知されている。このスケジュールを審査請求人の不必要な証明書と妻の虚偽の申立書を提出させた〇区職員が認識していたかどうかも顛末書等に記載があるはずである。

キ 顛末書等を公開しないのは、不必要な個人情報を提出させた職員を特定させずに、この事案を組織的に隠蔽しようとしているとの疑念を持たざるを得ない。

ク 名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年達第20号。以下「施行規程」という。）第 3条第 2項では「事務又は事業の実績については行

政文書を作成し、記録しなければならない」とされているので、顛末書等については行政文書が作成されている必要がある。したがって、顛末書等を公開しない処分は、条例第 7 条の行政文書の公開の義務に違反している。

ケ 実施機関は、本件誤認識とは、障害者手帳を所持している場合であっても、利用申込書の受理日時時点で指導委員会での障害児認定を受けていない場合は、「発達援助」の給付認定要件を満たさないという認識であると弁明している。指導委員会での障害児認定を受けられるのは保育施設入所が内定している児童のみである。審査請求人の子は令和〇年〇月入所希望であったため、利用申込書の受理日時時点で令和〇年〇月時点で保育施設入所内定は当然なく、障害児認定を受けていることはあり得ない。また、指導委員会は年 2 回しか開催されないため、受理日時時点で障害児認定を受けている児童はほとんどいないと考えられる。また、愛護手帳は医師の診断結果により、名古屋市役所が交付するものであり、手帳を所持していれば障害児であるのは当然のことである。したがって、この本件誤認識自体があり得ない。

コ 実施機関は、本件誤認識により、本児が障害児認定を受けるまでの間、保育の要件を満たすため、便宜的に申立書の提出を求めたに過ぎないと弁明しているが、保育の要件を満たさないからとはいえ、虚偽の申立書を提出させるという発想自体、社会常識があれば決して行わない行為である。また、保育の要件を満たさないのであれば、保育事務マニュアルを確認する、直属の上司に確認するなどして慎重に取り扱いを検討するのが普通の事務処理である。ましてや、名古屋市職員の倫理の保持に関する条例（平成16年名古屋市条例第22号）第 3 条において、「職員は、市民から信頼される職員となるよう倫理意識の高揚に努め、民主的で透明性の高い市政の運営に当たらなければならない」、「職員は、法令等を遵守し、常に公正な職務の執行に当たらなければならない」とされている。したがって、なぜ事務処理誤りが発生したのかを組織として把握し顛末書等を作成するのは当然のことである。便宜的に申立書の提出を求めたに過ぎないなどと、全く反省もなく弁明する時点で、名古屋市職員としての倫理意識に問題があると言わざるを得ない。

サ 実施機関は、審査請求人の妻に対してもその旨を説明して理解を求め、記載していただいていると弁明しているが、保育の要件を満たすために必要であるといった妻への説明は全くなく、ただ「そういうことになっている」、「皆さんに書いてもらっている」という曖昧なものであった

が、申請者という弱い立場を考慮してやむを得ず虚偽の申立書を提出したものである。あのような状況では、虚偽の申立書や不必要な証明書の提出を拒むことができる区民はほとんどいないことを区役所職員は十分に認識すべきである。仮に、本当に審査請求人の妻に対してもその旨を説明して理解を求め、記載していただいているのが事実であれば、妻は行使の目的で私文書偽造を行ったことになり、対応した〇区民生子ども課職員は、私文書偽造の教唆罪、幇助罪に該当することになる。また、本当に審査請求人の妻に対してもその旨を説明して理解を求め、記載していただいているのが事実であれば、本件給付認定に係る審査請求は、筋違いということになる。しかし、令和〇年〇月〇日付け弁明書（〇〇〇第〇号）、同年〇月〇日付け再弁明書（〇〇〇第〇号）には、審査請求人の妻に対してもその旨を説明して理解を求め、記載していただいているといった記載は一切ない。したがって、審査請求人の妻に対してもその旨を説明して理解を求め、記載していただいているというのは事実ではない。

シ 実施機関は、一般的な事務処理誤りとは異なるものと認識していると弁明しているが、本件誤認識の結果、①求職活動はしていないと申し出た妻に対して、虚偽の申立書と不必要な証明書を提出させたことは保護法に違反していること、②虚偽の申立書を提出させたことは私文書偽造の教唆罪、幇助罪に該当すること、③求職活動をしていないと申し出たにもかかわらず、求職活動事由で給付認定を行ったことは、虚偽公文書作成罪に該当すること、を考慮すれば今回の件は、一般的な事務処理誤りよりも悪質である。また、①～③については、法令違反や犯罪であることから、それを行った職員は懲戒処分となる可能性があり、そのような案件では顛末書等が作成されている必要がある。

ス 審査請求人に不利益は生じていないと弁明しているが、審査請求人は発達援助事由での給付認定が受けられなかったため、それを正すために審査請求をせざるを得なかった。そのためには若干の費用と多大な時間を要するという不利益が生じたのは事実である。また、審査請求人の勤務先は本来不必要な証明書を作成させられた。さらに、証明書には審査請求人の月給等が記載されており、不必要な個人情報を提供させることはプライバシーの侵害である。これらは明らかに不利益であり、不利益が生じていないから一般的な事務処理誤りとは異なるという弁明には納得できない。

セ 以上まとめると、処分庁は一般的な事務処理誤りとは異なるものと弁明し

ているが、本件誤認識が原因で事務処理誤りが発生したことに変わりはなく、むしろ一般的な事務処理誤りよりも悪質であり顛末書等は作成されていなければならない、これを公開しない処分は不当である。

ソ ○区民生子ども課○○係長の話では、○月に求職活動から発達援助への変更認定を行うとのことであったので、発達援助事由で申請があった場合は申立書を提出させて○月に一旦求職活動事由で認定し、○月に発達援助に変更認定を行うという事務処理が長年行われており、それを正当化するために認識誤りという言い訳を考えだしたものと思われる。

(2) 上記(1)のほか、審査請求人は口頭による意見陳述においておおむね次のとおり主張している。

ア 名古屋市の文書事務の手引には、進退伺、始末書及び顛末書はこういうものだという解説が載っており作成することが想定されている。また、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第4条によれば、個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯については、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成しなければならないとされている。地方公共団体はこの法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するように務めなければならないとされている。名古屋市では、名古屋市情報あんしん条例（平成16年条例第41号）、名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年規則第50号）及びそれらに関する規程等で担保されていると聞いている。従って、審査請求人の個人の権利の得喪でその経緯であるため、全てしっかりと文書で記載されていなければならない。

イ 令和○年○月○日付け保有個人情報開示決定通知書の対象文書として交付された「令和○年○月○日付け○区審査請求にかかる子ども青少年局保育部長レク資料」という文書がある。この文書では、本件審査請求に関して保育企画室が保育部長に説明しており、タイトルを見ると、趣旨、概要、発達援助条件、○区における弁明の方向性、経緯及び今後の予定である。○区民生子ども課は保育企画室に報告をし、保育企画室は保育部長に説明をしている。ということは、○区は当然文書を作成し保育企画室に入れていなければ、保育企画室は保育部長に説明ができない。

ウ その内容を管理者に報告するので、管理者は色々質問をする。それに備えて色んなことを事情聴取しているはず。これも経緯なので当然文書

化されていなければならない。場合によっては、メールやロゴチャットもあるかもしれない。重要な文書なのでメールだからといって廃棄することは絶対に許されない。誤って廃棄したのであれば、システムのログを解析してでも公開すべきだと考えている。

エ 本件給付認定の決裁文書の保有個人情報開示請求への決定に対する審査請求について、個人情報保護審議会から〇区と保育企画室に対して行った質問への回答として「不必要な就労証明書と虚偽の求職活動申立書を提出させた件は、担当者個人が誤ったわけではなく、組織の問題として虚心に受け止めるべき」としている。これは〇区民生子ども課が組織として、担当職員に聞き取り調査を行ったからこそ判明したと思う。そして、このような事務処理は審査請求人だけ、この年だけ行われていたのではなく、以前から行われており、かなり悪質である。

また、審査請求人の妻に対応した職員に対して、改めて聞き取りを行ったと書かれている。改めて行ったのであれば、審査請求人が最初に審査請求を出した令和〇年〇月〇日の直後にも、その担当者に聞き取り調査が行われており、文書が残っているはずである。

オ 令和〇年〇月から〇月に報道資料として公表されている名古屋市の事務処理誤りについて行政文書公開請求をしたところ、対象の案件が6件あり、そのうち4件については顛末が記載された文書を確認した。その中には詳細に事情を聞いて内容が記載されている文書があったことから、顛末書等はあるはずなので、公開を求めたい。

第6 審査会の判断

1 争点

実施機関が、本件各行政文書のみを特定して行った本件各処分の妥当性が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件各処分の妥当性について

(1) 実施機関は、本件各公開請求に対し、本件各行政文書を特定し、本件各処分を行った。

(2) 審査請求人は、上記第 5 の 1 をはじめ、本件各行政文書以外に本件公開請求の対象となる文書（以下「本件対象文書」という。）が存在しているはずであると主張する。一方で実施機関は上記第 4 の 1 をはじめ、本件対象文書が存在しない旨主張しているため、以下検討する。

ア 審査請求人の主張を踏まえると、本件対象文書は、本件誤認識を原因とした本件停止通知及び本件再弁明書の作成にあたっての、決裁文書中の本件給付申請に係る経緯等を記載した箇所並びに顛末書、始末書及び聴取書やこれらに類する行政文書であると解される。

イ 当審査会において確認したところ、本件停止通知の決裁文書及び本件再弁明書の決裁文書の構成は、それぞれ以下のとおりであった。

(ア) 本件停止通知の決裁文書

起案文、本件停止通知の案及び本件停止請求書

(イ) 本件再弁明書の決裁文書

起案文、本件再弁明書の案、審理員が本件再弁明書の提出を求める通知、審査請求人からの反論書、給付認定通知書の写し、給付認定に係る審査請求書及び弁明書

ウ 上記イ(ア)及び(イ)について当審査会において確認したところ、審査請求人が求める本件誤認識に関する経緯等を記載した箇所は存在しなかった。

エ また、当審査会が上記イ(ア)及び(イ)を除く本件対象文書について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件給付申請については、審査請求人の妻から提出された書類で申請が完了していることから、対応に係る記録は作成していない。

(イ) 本件給付認定変更及び本件再弁明にあたり実施機関内で適宜打ち合わせが行われたが、その際には審査請求人から提出された文書及び実施機関が審査請求人に送付した文書を資料として使用しており、実施機関において新たに本件誤認識に関する経緯等を記載した資料及び記録は作成していない。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)以外においても本件対象文書は作成しておらず存在しない。

(エ) また、上記第 5の 2(1) クにおいて審査請求人は施行規程に基づき行政文書が作成されている必要があると主張するが、本件給付認定の変更の記録は、決裁文書においてなされていると考える。なお、上記第 4の 3(3) のとおり、審査請求人の子の保育利用調整は「発達援助」で行っていたため利用調整自体は適切に行われ審査請求人に不利益は生じていないことから、顛末書等は作成していない。

(オ) 審査請求人は第 5の 2(2) エのとおり、本件給付認定に係る審査請求の直後に職員の聞き取りが行われ、行政文書が作成されたものと主張するが、審査請求人の妻に対応した職員に対し実施機関が聞き取りを行ったのは令和〇年〇月以降であり、審査請求人が主張する令和〇年〇月〇日の直後において聞き取りを行っていない。

オ 上記エ(エ)において実施機関が主張する決裁文書を当審査会において確認したところ、本件給付認定通知について見え消しで加筆修正を行っており、本件給付認定の変更の履歴については確認することができたが、本件誤認識に関する経緯等を記載した箇所は存在しなかった。

カ 審査請求人が上記第 5の 2(1) クで主張するとおり、施行規程第 3条第 2項において、事務処理の原則として、事務又は事業の実績については、行政文書を作成し記録しなければならないとされていることから、本件誤認識に関する経緯、背景、理由等がわかる文書が作成されているはずであると審査請求人が考えることは合理的である。

キ しかしながら、本件対象文書を作成していないことについて、当審査会が何度も確認したが、実施機関は上記エの説明に終始しており、また上記第 4の 3(3) のとおり実施機関は本件誤認識によって審査請求人に不利益は生じていないと捉え、これを理由として顛末書等を作成していないと主張していることから、本件対象文書が存在すると認めるに足りる証拠はない。

(3) 以上を踏まえると、本件対象文書に係る実施機関の処分の妥当性については、上記(2) キに掲げるとおりであるから、当審査会としては、本件処分が妥当であると判断せざるを得ない。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断せざるを得ない。

第 7 審査会からの付言

本件各処分については、当審査会は上記のとおり判断するが、本件各公開請求が行われた直接の原因が「本件給付認定に向けて発達援助の事由に基づいて申請されていたにもかかわらず、実施機関の本件誤認識により求職活動の事由で給付認定した」という実施機関の明確な事務誤りに端を発するものであり、上記第 4 の審査請求人の主張に鑑みると、審査請求人は、自身の子の本件給付認定の誤りを契機として市政に不信感を抱き、本件各公開請求及び本件各審査請求に至ったことが認められる。実施機関は審査請求人に不利益が生じていないものと説明するが、本件誤認識を発端とした一連の経緯を踏まえれば、その解釈は不誠実であるといわざるを得ない。

実施機関において、担任する事務事業の遂行にあたって事務誤り等が発生しないように慎重な手続きを行うべきことはいうまでもないが、結果として、事務誤り等が発生してしまった場合、利害の発生を問わず、その処理経過は施行規程第 3 条第 2 項に記載された事務処理の原則に基づき、文書として作成、保存し、再発防止に努めるとともに、関係者に対し、より一層の丁寧な説明を行うべきである。

条例第 1 条は、市政に関し市民に説明する責務を規定している。そこにおいて、実施機関は、今後、行政文書公開請求に対する処分等を行うにあたり、市民に対し、適切かつ誠実に対応することを強く要望する。

第 8 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 本件審査請求①

年 月 日	内 容
令和 6 年 4 月 19 日	諮問書の受理
6 月 6 日	弁明書の受理
6 月 26 日	反論意見書の受理

(2) 本件審査請求②

年 月 日	内 容
令和 6 年 5 月 29 日	諮問書の受理

7月 2日	弁明書の受理
7月19日	反論意見書の受理

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 7年 5月22日 (第84回第 1小委員会)	調査審議
6月26日 (第85回第 1小委員会)	調査審議
7月24日 (第86回第 1小委員会)	調査審議
8月21日 (第87回第 1小委員会)	審査請求人の意見を徴取
同日	調査審議
9月25日 (第88回第 1小委員会)	調査審議
10月 2日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小川淳、委員 平林美紀、委員 米澤孝充